



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社テクノスマート  
代表者名 代表取締役社長 高橋 進  
(コード番号 6246 東証第2部)  
問合せ先 取締役管理統括部長 柳井正巳  
(TEL. 06-6253-7200)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 81 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 平成 26 年 6 月 27 日に公布された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、議決権を有する監査等委員である取締役（その過半数は社外取締役）により構成する監査等委員会を設置し、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該移行のために定款の一部を変更するものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に發揮できるよう、さらに有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、当社と業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。  
なお、責任限定契約に係る定款の新設に関しては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記の各変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機 関)</p> <p>第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)<u>監査役</u> (3)<u>監査役会</u> (4)会計監査人</p> <p>第 5 条～第 17 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機 関)</p> <p>第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)<u>監査等委員会</u> (削除) (3)会計監査人</p> <p>第 5 条～第 17 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会  (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は、11名以内とする。  (新設)	第4章 取締役および取締役会  <u>ならびに監査等委員会</u> (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、11名以内とする。 <u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。  2. (条文省略) 3. (条文省略) (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。  (新設)  (新設)
第21条～第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に對し会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。  (新設)	第21条～第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。  <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第25条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(取締役会の決議の省略) 第25条 (条文省略)  (新設)	(取締役会の決議の省略) 第26条 (現行どおり) (取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (監査等委員会規程) 第28条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現行定款	変更案
(新設)	(取締役との責任限定契約)
<u>第5章 監査役および監査役会</u>	<u>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
(監査役の員数)	(削除)
<u>第26条 当会社の監査役は、4名以内とする。</u>	(削除)
(監査役の選任方法)	(削除)
<u>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</u>	(削除)
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(監査役の任期)	(削除)
<u>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u>	(削除)
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。	
(常勤の監査役)	(削除)
<u>第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
(監査役会の招集通知)	(削除)
<u>第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	(削除)
2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	
第6章 計 算	第5章 計 算
第31条～第34条 (条文省略)	第30条～第33条 (現行どおり)

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 6 月 25 日

以 上